別紙２

スポンサーシップ標準契約書等提供申請書兼秘密保持誓約書

　　年　　月　　日

公益財団法人東京2025世界陸上財団

事務総長　武市　敬　殿

（申請者）

住　　所

名　　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「貴財団」という。）が行う、東京2025世界陸上サプライヤー（競技備品）スポンサーシップ契約及び東京2025世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託の一般競争入札（以下「本件入札」という。）に関し、入札参加を希望するため、東京2025世界陸上スポンサーシップ標準契約書及び東京2025世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託書類一式の提供を申請します。

　なお、貴財団から提供を受ける情報の秘密保持等について、下記のとおり約束します。

記

（秘密情報）

第１条　本書において「秘密情報」とは、その内容や情報の開示方法、形態又は媒体の如何を問わず、本件入札に関して貴財団から提供を受ける一切の情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除きます。

ア　申請者が情報の開示を受けた時点でその情報が公知であったもの。

イ　情報の開示を受けた後に申請者による本書の違反なくその情報が公知となったもの。

ウ　情報の開示を受ける前から申請者が既に自ら所有していたもの。

エ　情報の開示を受けた後に申請者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。

（秘密保持）

第２条　本書の他の条項に定める場合又は貴財団が別途書面（電子メールを含む。以下本書において同じ。）により承諾する場合を除き、申請者は、次の各号を遵守することを誓約します。

ア　最大限の注意をもって秘密情報を厳に保持すること。

イ　第三者に秘密情報を開示しないこと。

ウ　秘密情報を、本件入札のために必要な限りにおいて利用し、その他の目的では利用しないこと。

２　本書の如何なる定めにかかわらず、申請者は、適用法令に基づき、又は法的手続において第三者への秘密情報の開示が強制される場合には、貴財団に対し、事前にその旨を書面によって通知します。

３　申請者が前項の理由により秘密情報の開示を行う場合には、法的に開示することが必要な最小限の範囲の秘密情報のみを開示し、かつ、本書に定めるものと同様の秘密保持義務を開示先（法令上の守秘義務を負う者を除く。）に課すことができるよう最大限努力します。

４　申請者は、貴財団の書面による承諾をもって、秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に本書と同様の秘密保持義務を課すものとします。かかる第三者による当該秘密保持義務違反があった場合、申請者は、貴財団に対して、当該第三者と連帯して責任を負うことに同意します。

５　申請者は、申請者が本件入札の入札説明書において定める第三者配送方式を希望する場合に実施される配送業者資格審査をもって、秘密情報のうちバイオ燃料等供給業務委託書類一式に限り、配送業者に開示することができます。この場合、当該第三者に本書と同様の秘密保持義務を課すものとします。かかる第三者による当該秘密保持義務違反があった場合、申請者は、貴財団に対して、当該第三者と連帯して責任を負うことに同意します。

（秘密情報の複製・改変等）

第３条　申請者は、貴財団が別途書面により承諾する場合に限り、本件入札のために必要最小限の範囲で、貴財団から開示された秘密情報を複写、複製することができるものとし、当該複写、複製物についても秘密情報として取り扱うものとします。

２　申請者は、貴財団の書面による事前の承諾を得た場合を除いて、貴財団から開示された秘密情報を改変、編集又は引用しないものとします。また、貴財団の承諾を得て秘密情報を改変、編集又は引用した場合、当該改変、編集又は引用したものについても秘密情報として取り扱うものとします。

（秘密情報の破棄）

第４条　申請者は、本件入札に係る開札後７日以内に、自ら保有し又は管理する秘密情報の媒体並びにその全てのコピー、複製物、要約物、分析物、抜粋及びその他貴財団が指定する物を速やかに破棄します。

（有効期間）

第５条　申請者は、本書に定める申請者の義務は、秘密情報の開示を受けた日から発生し、秘密情報を破棄した後も有効に存続することに同意します。

（誓約違反）

第６条　申請者が本書に違反した場合には、貴財団は、本書において規定されるものの他、申請者に対し、差止請求その他の方法による救済措置を講じることができるものとし、申請者はこれらの措置に従います。

２　申請者が本書に違反した場合には、申請者は、当該違反に関連して貴財団に発生した全ての損害及び費用（合理的な弁護士費用その他の法的な観点で必要となる費用を含みますがこれに限られません。）を貴財団に対して賠償します。

（その他）

第７条　本書は日本法に従い解釈され、本書に関して疑義・紛争が生じ、これを裁判により解決する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

【提出期限：2025年5月20日（火）17時】